

# 令和6年梅雨前線豪雨等による災害により被害を受けた場合の 村税の減免について

令和6年梅雨前線豪雨等による災害により被害にあわれた皆様にお見舞い申し上げます。

この度の令和6年梅雨前線豪雨等による災害により被害を受けられた方に対し、発災日以後の納期にかかる令和6年度分の村税について減免を受けられる場合があります。

## 手続き

減免を受けるには、申請が必要となります。下記期限まで、役場住民税務課まで提出してください。

提出期限 令和6年12月2日(月)

・減免の該当には、床上浸水以上の場合に適用されるものや保険金等の受給によって条件が変わる場合があります。また、申請に必要な書類は各村税によって異なります。まずは、ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細について、役場住民税務課税務係にお問い合わせください。 電話 75-2103

## 対象となる村税等

### 【村民税】

#### 1. <床上浸水以上の被害の場合に適用>

自己(同一生計配偶者および扶養親族を含む)の所有する住宅及び家財に損害を受けた方に対し、下記の損害割合および納税義務者の令和5年中の合計所得金額に応じて減免します。

※損害割合の計算において、保険金等が支払われた場合は損害額から控除します。

合計所得金額	減免の要件・減免の割合	
	損害の程度 30%以上50%未満	損害の程度 50%以上
500万円以下	均等割額及び所得割額の合計額の50%	均等割額及び所得割額の100%
500万円を超え 750万円以下	均等割額及び所得割額の合計額の25%	均等割額及び所得割額の合計額の50%
750万円を超え 1,000万円以下	均等割額及び所得割額の合計額の12.5%	均等割額及び所得割額の合計額の25%

#### 2. 農作物の減収による損失額の合計額が平年における当該農作物による収入額の30%以上の場合、令和5年中の合計所得金額に応じて農業所得に係る所得割額に減免割合を乗じた額を減免します。

※損害割合の計算において、保険金等が支払われた場合は損害額から控除します。

令和5年中の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	農業所得に係る所得割額の100%
300万円を超え400万円以下	農業所得に係る所得割額の80%
400万円を超え550万円以下	農業所得に係る所得割額の60%
550万円を超え750万円以下	農業所得に係る所得割額の40%
750万円を超え1,000万円以下	農業所得に係る所得割額の20%

※農業所得以外の所得が400万円以下であること

## 【固定資産税】

1. 所有する土地に損害を受けた場合(流失、崩壊など)、当該土地に対する固定資産税について被害の程度に応じて減免します。

減免の要件	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の80%以上のとき	100%
被害面積が当該土地の面積の60%以上80%未満のとき	80%
被害面積が当該土地の面積の40%以上60%未満のとき	60%
被害面積が当該土地の面積の20%以上40%未満のとき	40%

2. 所有する家屋および償却資産に損害を受けた場合(家屋については床上浸水以上の被害の場合に適用、償却資産は家屋の減免事由の程度に準ずる)、当該家屋・償却資産に対する固定資産税について被害の程度に応じて減免します。

減免の要件	減免の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原型をとどめないとき又は復旧不能のとき	100%
主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とする場合で、当該家屋等の価格の60%以上の価値を減じたとき	80%
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合等で、当該家屋等の価格の40%以上60%未満の価値を免じたとき	60%
内壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合等で、当該家屋等の価格の20%以上40%未満の価値を免じたとき	40%

## 【国民健康保険税】

1. 《床上浸水以上の被害の場合に適用》

納税義務者(同一世帯に属する国民健康保険の被保険者を含む)の所有する住宅及び家財が損害を受けた場合、下記の損害割合および納税義務者の令和5年中の合計所得金額に応じて減免します。

※損害割合の計算において、保険金等が支払われた場合は損害額から控除します。

合計所得金額	減免の要件・減免の割合	
	損害の程度 30%以上50%未満	損害の程度 50%以上
500万円以下	均等割額及び所得割額の合計額の50%	均等割額及び所得割額の100%
500万円を超え 750万円以下	均等割額及び所得割額の合計額の25%	均等割額及び所得割額の合計額の50%
750万円を超え 1,000万円以下	均等割額及び所得割額の合計額の12.5%	均等割額及び所得割額の合計額の25%

2. 農作物の減収による損失額の合計額が平年における当該農作物による収入額の30%以上の場合、令和5年中の合計所得金額に応じて農業所得に係る所得割額に減免割合を乗じた額を減免します。

※損害割合の計算において、保険金等が支払われた場合は損害額から控除します。

令和5年中の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	農業所得に係る所得割額の100%
300万円を超え400万円以下	農業所得に係る所得割額の80%
400万円を超え550万円以下	農業所得に係る所得割額の60%
550万円を超え750万円以下	農業所得に係る所得割額の40%
750万円を超え1,000万円以下	農業所得に係る所得割額の20%

※農業所得以外の所得が400万円以下であること